

東海村発足70周年記念ロゴマークを 皆さんのWEB投票で決定します！

東海村の
子どもたちが
つくる！

村発足70周年記念ロゴマーク 一般WEB投票



投票
期間

9月3日(火)から12日(木)まで

7月22日から8月23日まで、
村内在住・在学の小中学生から
ロゴマークを募集した結果、た
くさんのご応募がありました。
ロゴマークは、1次選考により
10点程度に絞り込み、2次選
考として一般の方によるWEB
投票を行って決定します。2次
選考は、9月3日(火)から12
日(木)まで、村公式ホームペ
ージの応募フォームから投票す
ることができますので、ぜひご参
加ください。

【投票方法】

以下のいずれかの方法で投票することが
できます。

▽インターネットで【東海村 記念ロゴ】
と検索し、村公式ホームページの応募
フォームから投票してください。

▽スマートフォンで右の二次元コードを
読み取り、応募フォームから投票してく
ださい。

【結果発表】

選考結果は、村公式ホームページ(10月
上旬予定)や「広報とうかい」(11月10日号)
で公表します。

東海村 記念ロゴ



▲村公式HP

【問い合わせ】政策推進課村発足70周年記念事業担当(☎282-1711 内線1306)

年金事務所(☎231局2283)

■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)、水戸北
年金事務所(☎231局2283)

▽保険料の免除・納付猶予を
受けた期間の翌年度から起
算して、3年度目以降に保
険料を追納する場合には、
承認を受けた当時の保険料
額に経過期間に応じた加算
額が上乗せされるため、早
めの追納をお勧めします。
なお、令和6年度中に追納
する際の保険料は、下表の
とおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成26年度の月分	1万5,460円	1万1,600円	7,730円	3,860円
平成27年度の月分	1万5,790円	1万1,840円	7,890円	3,950円
平成28年度の月分	1万6,460円	1万2,340円	8,230円	4,110円
平成29年度の月分	1万6,670円	1万2,510円	8,330円	4,170円
平成30年度の月分	1万6,500円	1万2,370円	8,250円	4,120円
令和元年度の月分	1万6,560円	1万2,420円	8,270円	4,140円
令和2年度の月分	1万6,670円	1万2,500円	8,340円	4,160円
令和3年度の月分	1万6,710円	1万2,530円	8,350円	4,170円
令和4年度の月分	1万6,590円※	1万2,440円※	8,290円※	4,150円※
令和5年度の月分	1万6,520円※	1万2,390円※	8,260円※	4,130円※

※追納加算額はありません。

■追納する際の注意

▽追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除
等期間(例えば、令和6年4月分の免除等分については令
和16年4月末まで)に限りです。

老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予
の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場
合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認
を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)するこ
とで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付
した保険料は社会保険料控除となるため、所得税・住民税が
軽減されます。

国民年金
だより
国民年金保険料の
「追納制度」

